

第42回檜原村社会福祉協議会福祉バザー実施要領

1. 目的 住民が福祉バザーに参加することにより、福祉思想の向上を図り、また、社協財源に資することを目的とする。
2. 名称 「第42回檜原村社会福祉協議会福祉バザー」とする。
3. 日時 令和5年11月18日（土） 午前10時～午後1時終了予定
4. 内容
 - (1) 福祉バザー
 - (2) 特別販売（協賛金等による特別商品の販売）
 - (3) 模擬店（おでん・甘酒・ポップコーン他）
 - (4) 福祉団体等の出店・PR
 - (5) 一般募集のフリーマーケット（村内在住・在勤者を対象、1区画1,000円）
 - (6) 募金箱の設置
 - (7) その他
5. 会場 檜原村やすらぎの里（主会場 ふれあい館1階屋内駐車場）
6. 主催 社会福祉法人 檜原村社会福祉協議会
7. 後援 檜原村、檜原村自治会連合会、檜原村民生児童委員協議会
8. 運営する組織 福祉バザーの運営を決定する機関として実行委員会を設置し、これを補助する協力委員会を設置する。
 - (1) 実行委員会 社協会長を実行委員長に、社協理事・監事、社協職員
 - (2) 協力委員会 自治会長、民生児童委員、ボランティア、村職員
9. 実行委員会、協力委員会の役割
 - (1) 各自治会内の協力が得られるよう事業のPR、物品の収集等
 - (2) 会場への物品搬入及び整理、陳列、評価、販売等
10. 寄付物品等
 - (1) 寄付物品については、食料品、衣類、日用品、雑貨品、手・工芸品、農林産物等とする。
なお、食料品は賞味期限内、その他の物は未使用品とする。
 - (2) 寄付物品は、別紙寄付台帳に記入し、各自治会単位で取りまとめる。
11. 出品物の評価
物品の評価は、市価の概ね5割程度を基準とする。